明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（農林水産八）　一
〔告　示〕
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（財務二三）　九
○平成二十九年における国民生活基礎調査の調査の期日、調査票及び調査票等の提出期限を定める件（厚生労働二四）　三
○漁船損害等補償法第百十三条の四第二項第一号の危険の程度の区分を定める件（農林水産一五九）　三
○漁船損害等補償法第百十三条の四第二項第一号、第百十八条の二第二項及び第百二十六条の三第二項の普通損害保険、漁船船主責任保険（特定塡補区分を除く。）及び漁船積荷保険の基本部分の純保険料に対応する部分の率の算定の基礎となる期間を定める件（同一六〇）　四
○漁船損害等補償法第百十三条の四第二項の農林水産大臣が定める率を定める件（同一六一）　四
○漁船損害等補償法第百十三条の四第三項の農林水産大臣が定める率を定める件（同一六二）　四
○漁船損害等補償法第百十三条の十一第二項の農林水産大臣が定める割合を定める件（同一六三）　四
○漁船損害等補償法第百十八条の二第二項の危険の程度の区分を定める件（同一六四）　四
○漁船損害等補償法第百十八条の二第二項の農林水産大臣が定める率を定める件（同一六五）　四
○漁船損害等補償法第百十八条の二第三項の農林水産大臣が定める率を定める件（同一六六）　四
○漁船損害等補償法第百二十六条の三第二項の危険の程度の区分を定める件（同一六七）　四
○漁船損害等補償法第百二十六条の三第二項の農林水産大臣が定める率を定める件（同一六八）　四
○漁船損害等補償法第百二十六条の三第三項の農林水産大臣が定める率を定める件（同一六九）　四
○漁船損害等補償法第百二十九条に規定する組合責任保険金額の算定の方法を定める件（同一七〇）　四
○漁船損害等補償法第百三十条の再保険料率の算定方法を定める件（同一七一）　四
○漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律等の施行に伴い、漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う農林水産省関係告示の整理に関する告示を定める件（同一七二）　四
○種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件（同一七三、一七四）　四
○肥料の登録の有効期間を更新した件（同一七五）　四
〔人事異動〕
最高裁判所　五
〔官庁報告〕
国家試験　五
CBTによる平成二十八年度ITパスポート試験合格者（経済産業省）　五
〔公　告〕
諸事項
官庁　五
税理士懲戒処分関係
裁判所　五
破産、免責関係
特殊法人等　六
独立行政法人統計センター、独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、弁理士登録関係
地方公共団体　八
教育職員免許状失効・取上げ処分、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係
会社その他　八一
会社決算公告　八五

省　令

○農林水産省令第八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十二条の三第一項及び第十二条の四第一項の規定に基づき、家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年一月三十日

農林水産大臣　山本　有二

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

別記様式第十四号を次のように改める。